

新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金交付要綱

平成28年3月25日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある空き家の有効活用、地域経済の活性化及び町内への移住定住促進を図るため、空き家改修等を行う者に対し、予算の範囲内で新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根、柱及び壁を有するもの（設備を含む。）
- (2) 空き家 建築後10年以上経過した住宅で、居住し、又は利用していないもの
- (3) 空き家バンク 新温泉町空き家バンク実施要綱（平成28年新温泉町告示第39号）に基づく空き家バンクをいう。
- (4) 改修工事 老朽化、災害、模様替えその他空き家の機能向上のために行う工事や設備の改善をいう。
- (5) 家財道具処分 空き家の利用のための不要な家財道具等の運搬及び処分をいう。
- (6) 町内事業者 町内に本店、支店等を有する法人又は個人事業者をいう。
- (7) 所有者 第4条に規定する補助対象空き家を有する者をいう。
- (8) 利用者 第4条に規定する補助対象空き家に係る売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して6か月を経過していない者であって、補助対象空き家を3年以上利用する意思のある者（当該所有者に改修工事又は家財道具処分の同意を得ている者に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 所有者又は申請日において利用者である者
- (2) 当該改修工事の改修部分又は家財道具処分について、他の補助金等の交付を受けていない、又は受けようとならない者
- (3) 町税を滞納していない者

(補助対象空き家)

第4条 補助の対象となる空き家は、空き家バンクに登録している空き家又は改修工事若しくは家財道具処分終了後1か月以内に登録する空き家とする（いずれも補助金の交付を受けた日から3年以上登録が可能な空き家に限る。）。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる改修工事又は家財道具処分（以下「補助対象事業」という。）

は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、第7条第2項の規定による通知を受け

た後に着手するものに限る。

- (1) 町内事業者を利用して実施するもの（自己施工を除く。）
- (2) 工事に要する費用が50万円以上の改修工事で別表第1に掲げるもの（改修工事の場合に限る。）
- (3) 本補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる経費は補助対象としない。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第3に掲げる額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。

(補助申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の内訳が確認できる見積書
- (2) 空き家の位置図
- (3) 補助対象事業実施予定場所の現況写真
- (4) 所有者の同意書（利用者が申請する場合）
- (5) その他町長が必要と認める資料

2 町長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により補助の申請をした者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第2項の規定による決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更及び承認)

第9条 補助決定者は、その申請について補助対象事業の変更又は中止が生じた場合は、新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容のわかる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第10条 町長は、必要があるときは、補助対象事業の遂行状況に関し、補助決定者、町内事業者等に説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(完了報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに新温泉町空き家リフォーム助成事業完了・実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 補助対象事業完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める資料

2 町長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、補助決定者、町内事業者等に説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう補助決定者に命じることができる。

(補助金の交付)

第12条 町長は前条の規定による審査等を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助回数制限)

第13条 補助金の交付は、同一空き家又は同一人に対し、別表第3に掲げる補助金の区分ごとに1回を限度とする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、補助決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめしたとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象となる改修工事

種別	工事例
建物工事	<外装工事> 屋根、雨とい、柱又は外壁の修繕又は塗装、外構等 <内装工事> 床、内壁又は天井のクロス張り替え、間取り変更、畳又はカーテンの取替え又はクリーニング等 <建具工事> 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等
電気工事	オール電化、その他建築工事にかかる電気工事 ※エアコン、テレビ、洗濯機、パソコン等の電気製品を購入し設置する場合は対象外
給排水工事	トイレ、風呂、キッチン等の改修又は上下水道接続工事
その他	その他改修工事で町長が必要と認めるもの

別表第2（第5条関係）

補助対象とならない経費

種別	経費例
備品設備の設置、交換等	電気製品、家具、業務用設備等
対象外建築物	倉庫、車庫、店舗その他これに類するもの ※補助対象の空き家と一体化されているものは補助対象とする。
その他	解体のみの工事、土地の購入又は造成、シロアリ駆除、屋外の清掃作業その他空き家リフォーム助成として認められない経費

別表第3（第6条関係）

区分	空き家バンクに登録し、又はしようとする空き家の登録目的の別	補助対象者	補助金の額	補助限度額
改修工事	賃貸	所有者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	1,000,000円
	売買又は賃貸・売買	所有者又は利用者	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額	500,000円
家財道具処分	売買又は賃貸・売買	所有者又は利用者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	100,000円

